

インボイス制度に関する 事業者向け説明会を開催します!

多くの皆様にインボイス制度への理解を深めていただくため、
芝税務署・麻布税務署の協力により、事業者向け説明会を開催します。
みなさま是非ご参加ください。

インボイス制度とは

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式(インボイス方式)が始まります。
制度導入前は、事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿や請求書等が証拠書類となりましたが、制度導入後は、「適格請求書(インボイス)」が証拠書類となります。令和5年10月の制度開始時からインボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

課税事業者向け説明会

9月12日(月) 18:00
20:00
10月12日(水) 14:00
16:00

免税事業者向け説明会

9月14日(水) 14:00
16:00
10月13日(木) 18:00
20:00

※当日の受付は、各回開始時刻の15分前から

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、内容が変更となることがございます。

対象

区内事業者、商店街店舗

講師

税務署職員

場所

札の辻スクエア
11階ホール大(港区芝5-36-4)

内容

- インボイス制度について(約50分)
- 改正電子帳簿保存法について(約50分)
- 港区からの支援制度のご案内(約5分)
- 質疑応答(約5分)

定員

各回80人程度 ※先着順

申込

港区立産業振興センターホームページから、お申込みください。
URL:https://minato-sansin.com/event_seminar/minato-sangyo-invoice/
申込み期限:各回の2営業日前まで

【QRコード】



問合せ

港区 産業・地域振興支援部 産業振興課 経営支援係
〒108-0014 東京都港区芝5丁目36番4号 札の辻スクエア8階
03-6435-4620 (祝日除く平日9:00~17:00)

主催 港区

協力 芝税務署・麻布税務署

